

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印 刷発行人 神 戸 市 長 発 行 日 毎 週 火 曜 日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市物品会計規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局学校 支援部健康教育課	1
告示	令和7年臨時市会の招集について	行財政局財務課	4
告示	令和6年第2回定例市会で議決された令和6年度神戸市各 会計補正予算	行財政局財務課	5
告示	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付償還等業務の委託	こども家庭局子育て支援 課	11
告示	放置物件等の撤去保管告示	港湾局神戸港管理事務 所	12
告示	道路法による道路の供用廃止(市道 中50号線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の供用開始(市道 中50号線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の自転車及び歩行者専用道路の指定	建設局道路管理課	15
公告	都市公園の拡張(木見中央公園)	建設局公園部管理課	16
公告	神戸農業振興整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	17
公告	開発行為に関する工事の完了(西区玉津町)	都市局都市計画課	18
消防局	消防法による防火対象物に対する措置命令	消防局予防部査察課	19

神戸市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

場所

[略]

[略]

[略]

神戸市規則第29号

神戸市物品会計規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

場所

[略]

[略]

「略]

[略]

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前
別表第1(第4条、第5	5条関係)	別表第1 (第4条、第5条関係)
(1) 会計管理者の所	管に係るもの	(1) 会計管理者の所管に係るもの
物品出物品出物品管	そのほ物品出	物品出物品出物品管そのほ物品出
納員 納員等 理者とば	かにも納員等	納員 納員等 理者とかにも 納員等
等、物及び物なるべり	物品出及び物	等、物及び物なるべ物品出及び物
品管理品管理き者	納員等 品管理	品管理 品管理 き者 納員等 品管理
者及び員となり	及び物 員とな	者及び員とな 及び物 員とな
物品管るべき	品管理 るべき	物品管 るべき 品管理 るべき
理員を者	員を置者	理員を者員を置者
置く場	かなけ	置く場かなけ
所	ればな	所ればな
	らない	らない

「略]

「略]

[略]

神戸市	[略]	[略]	教育委	[略]	神戸市	[略]	[略]	教育委	[略]
教育委			員会事		教育委			員会事	
員会事			務局総		員会事			務局総	
務局組			務部総		務局組			務部総	
織規則			務課神		織規則			務課神	
(昭和			出自然		(昭和			出自然	
33年 4			教育		33年 4			教育	
月教育			園、学		月教育			園、学	
委員会			校支援		委員会			校支援	
規則第			部健康		規則第			部健康	
3 号)			教育課		3 号)			教育課	
第1条			北学校		第1条			北学校	
に規定			給食共		に規定			給食共	
する課			同調理		する課			同調理	
			場 <u>、第</u>					場 <u>及び</u>	
			一学校					垂水学	
			給食セ					校給食	
			ンター					共同調	
			及び垂					理場並	
			水学校					びに学	
			給食共					校教育	
			同調理					部青少	
			場並び					年育成	
			に学校					センタ	
			教育部						
			青少年						
			育成セ						
			ンター						



附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

神戸市告示第488号

令和7年1月14日神戸市役所内に臨時市会を招集し、次に掲げる事件を付議する。

令和7年1月7日

神戸市長 久 元 喜 造

付議すべき事件

予算第31号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算

神戸市告示第489号

令和6年第2回定例市会で令和6年9月20日議決された令和6年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年度神戸市一般会計補正予算

令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,611,429千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911,304,938千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		313, 296, 438	1, 405, 504	314, 701, 942
	1 市 民 税	143, 651, 402	1, 405, 504	145, 056, 906
18 国庫支出金		186, 407, 105	3, 814, 525	190, 221, 630
	2 補 助 金	27, 106, 509	3, 814, 525	30, 921, 034
19 県支出金		52, 369, 434	32, 400	52, 401, 834
	2 補 助 金	8, 845, 755	32, 400	8, 878, 155
25 市 債		74, 621, 000	359, 000	74, 980, 000
	1 市 債	74, 621, 000	359, 000	74, 980, 000
歳 入	合 計	905, 693, 509	5, 611, 429	911, 304, 938

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		62, 121, 598	134, 200	62, 255, 798
	1 総 務 費	44, 343, 850	134, 200	44, 478, 050
3 市 民 費		29, 987, 118	14, 694	30, 001, 812
	1市民費	28, 382, 496	14, 694	28, 397, 190
4 民 生 費		310, 549, 664	1, 975, 000	312, 524, 664
	1 民生総務費	27, 638, 621	1, 975, 000	29, 613, 621
5 衛 生 費		37, 504, 113	3, 038, 000	40, 542, 113
	2 公衆衛生費	15, 376, 846	3, 038, 000	18, 414, 846
13 教 育 費		137, 728, 163	287, 535	138, 015, 698
	12 体育保健費	13, 519, 842	257, 535	13, 777, 377
	13 学校建設費	16, 240, 068	30,000	16, 270, 068
14 災害復旧費		1	162, 000	162,001
	1 災害復旧費	1	162, 000	162,001
歳 出	合 計	905, 693, 509	5, 611, 429	911, 304, 938

第 2 表 債務負担行為補正

(単位:千円)

		事	-	Į	頁			期	間	限	度	額
あっ	すて	っぷ	コワ	ーキ	ング	運営	台費	令和6~	~7年度		25	5, 000
<u>~</u>	み	収	集	車	両	更	新	令和6~	~8年度		70	, 000
自	然	学	校	バ	ス	借	上	令和6~	~7年度		72	2, 000

第 3 表 市債補正

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	甫 正	前		1	甫 正		#似: 十円 <i>)</i>
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設整備事業	8, 746, 000	公債証券 の発行又 は消費貸 借の方法	9%以 内(ただ し、利 率見直	借入日の 翌日から 据置期間 を含め、	8, 934, 000	公債証券 の発行又 は消費貸 借の方法	9%以 内(ただ し、利 率見直	借入日の 翌日から 据置期間 を含め、
危機管理対策事業	67, 000	借い方法 により、借 り入れる (他の地	率見 し 方式 で借り 入れる	を含め、 30年以内 に毎年度 元利均等	76, 000) - 1 lo III-	し方式 で借り 入れる	を含め、 30年以内 に毎年度 元利均等
災害復旧事業	0	方公共団 体との共 同発行を	八資つて率直行後いは該し利化金い、のしっにて、見後率に、利見をたお、当直の)	元そ方償るし上等額償又換が政をれは融に刊の法還た財のに以還はえで府借る、資よ均他にすだ政都以上し借るき資り場そ条る。時のは、別のはこれのののでは、「のののののでは、「のののののののののののののののののののののののの	162,000	方公共団	八資つて率直行後いは該し利化金い、のしっにて、見後率に、利見をたお、当直の)	元そ方償るし上等額償又換が政をれは融に何の法還た財のに以還はえで府借る、資よ以他にすだ政都よ上し借るき資り場そ条。今のようというという。金入合の件では、「おのよう」と。金入合の件であり、「おのよう」と

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (債務負担行為)

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

(単位:千円)

-	事	項		期	間	限	度	額
指定管理	(新長	田 駐 車	場)	令和 6~	~ 7 年度			38, 000

令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところ による。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和6年度神戸市下水道事業会計予算第5条中、債務負担行為をす ることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

間 期

限度額

汚水幹枝線布設

令和6~10年度 4,000,000千円

神戸市告示第490号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、収納の事務を委託した受託者の社名に変更があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称 神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付償還等業務
- 2 新受託者 東京都港区芝浦3丁目4番1号 グランパークタワー 33 階 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO 事業本部 代表者 本部長 藤原 理絵
- 3 旧受託者 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB16 階 パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BP0 事業本部 代表者 本部長 藤原 理絵
- 4 委託期間 令和5年12月5日から

神戸市告示第491号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置(以下、「放置物件等」という。)する禁止行為があったが、放置物件等の所有者または占有者、その他権原を有する者(以下、「所有者等」という。)を確知することができなかった。

同法第56条の4第2項の規定に基づき、事前の撤去告示(神戸市告示第379号)を行ったが、 所有者等を確知することができなかったため、同法第56条の4第4項の規定に基づき、次のとお り告示する。

令和7年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 放置物件等

場所 神戸港西部地区

		放置物件等一覧							
管理 番号 登録番号等	自動車	-beer	W P	1/ m in	撤去した日時				
	登録番号等	車種	数量	放置場所	保管を始めた日時				
1	神戸 400 て 7310	トヨタ トヨエース	1	苅藻島運河 南物揚場	12月18日 同日10時				
2	不明	ダイハツ ラパン	1	長田港西物揚場	12月24日 同日10時				

*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 保管場所

港湾局摩耶埠頭保管庫

3 保管した放置物件等の返還手続き

放置物件等の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。

また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事 務所に提出すること。

4 その他

この告示の日から起算して6箇月を経過してもなお放置物件等(この告示の日から3箇月を経過してもなお返還できない場合において、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するため放置物件等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該物件の所有権は本市に帰属する。

- 5 問い合わせ等
 - (1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで
 - (2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階 神戸市港湾局神戸港管理事務所 電話 078-304-2503

神戸市告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路について令和7年1月15日からその供用を廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年1月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区間
市道	中50号線	神戸市北区八多町中字ふけ68番27地先から 神戸市北区八多町中字ふけ892番2地先まで

神戸市告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路について令和7年1月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年1月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区間
市道	中50号線	神戸市北区八多町中字ふけ68番27地先から 神戸市北区八多町中字ふけ892番2地先まで

神戸市告示第494号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 路線名及び指定する道路 市道 中50号線
- 2 指定する期日令和7年1月14日

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第 3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 拡張する都市公園
 - (1)名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
木見中央公園	西区見津が丘5丁目7-1 の一部及び木見中央公 園東・西歩道橋分	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和7年1月14日

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

		土	地の	表示		変更内容
市	区	町	字	地番	面積	发 史 门 谷
神戸	北	山田町坂本	東	42番1のうち 別図の斜線部分	568 ㎡のうち 84 ㎡	農用地区域から除外する。
神戸	北	山田町小河	下ギトラ	17番のうち 別図の斜線部分 18番1のうち 別図の斜線部分 20番1のうち 別図の斜線部分	1,230 ㎡のうち 386 ㎡ 2,015 ㎡のうち 1,152 ㎡ 925 ㎡のうち 500 ㎡	農用地区域から除外する。
神戸	西	岩岡町岩岡	四ツ塚	2229 番 105 のうち 別図の斜線部分	877 ㎡のうち 120.15 ㎡	

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和7年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内 573番2、577番、字野谷池西原 564番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市西区玉津町高津橋 568 番地の1 吉川 正治
- 3 許可番号

令和6年3月8日 第8171号 (変更許可 令和6年7月12日 第2133号 変更許可 令和6年11月26日 第2176号)

神戸市消防公告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の4第1項の規定により、次の防火対象物(危険物施設)に対して措置命令を行ったので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年12月20日

神戸市須磨消防署長 定岡 由典

防火対象物又は危険物の	マナベインテリアハーツ神戸店
製造所、貯蔵所若しくは	神戸市須磨区白川台3丁目38番56号
取扱所の名称及び所在地	
命令を受けた者の氏名又	株式会社マナベインテリアハーツ
は名称	代表取締役 真鍋 守利
	代表取締役 塚田 徹
命令の内容	(1) 令和7年6月16日までに上記対象物に設置している屋内消火
	栓設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するように改修
	すること。
	(2) 令和7年6月16日までに上記対象物に設置しているスプリン
	クラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するように
	改修すること。
	(3) 令和7年6月16日までに上記対象物に設置している自家発電
	設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するように改修す
	ること。